

2016(平成28)年度税制改正に対する要望 — 軽減税率導入には反対 —

関経連では、2016年度の税制改正に対する要望を取りまとめ、9月8日(火)に政府・与党に建議した。要望書では特に、2017年4月に予定されている消費税率10%への引き上げ時の「軽減税率制度」導入への反対や、「企業の地方拠点強化税制」の対象地域の見直しなどによる東京一極集中の是正などを重点事項としている。以下に今回の要望内容のポイントを紹介する。

財政健全化と経済成長の 両立のために

関経連では、財政健全化に向けた安定財源確保の観点、および東京一極集中の是正や企業競争力の強化による今後のさらなる経済成長をめざす観点から、来年度税制改正に対して次の点を中心に要望を取りまとめた。

安定財源確保の観点から

■ 軽減税率制度の導入には反対

政府では、2017年4月の消費税率10%への引き上げに際し、所得に占める生活必需品の購入費の割合が高い低所得者ほど、高所得者よりも税負担率が高くなるという逆

進性の緩和策が検討されている。昨年末に与党が取りまとめた「平成27年度与党税制改正大綱」では、消費税率10%時に消費税率を標準の税率より低く抑える「軽減税率制度」導入の方針が示され、今年2月からの与党税制協議会では、まず飲食料品を対象として軽減税率を導入する制度案の議論が行われてきた。

当会は、次にあげる多くの課題があることから、消費税率10%への引き上げに伴う低所得者対策として軽減税率制度を導入することには反対している。なお、当面の低所得者対策としては、現在も実施されている「簡素な給付措置」(臨時福祉給付金*1)を実施することが適当であると考えます。

〈軽減税率制度の導入に反対する理由〉

① 政策目的との不一致

- 低所得者よりも高所得者への恩恵のほうが上回り、低所得者への逆進性の緩和といった本来の政策目的に馴染まない。

② 対象品目の設定が困難

- 対象品目を拡大した場合は、所要財源が増加し、国民に痛みを強いてまで消費税率を上げている効果が激減する。逆に、対象品目を限定した場合は、消費税負担が軽減された実感がほとんど湧かない。
- 一部の業界のみの税率引き下げになるため、経済活動に対する税制の競争中立性を阻害してしまう。
- 消費者にも事業者にも納得のいく合理的な対象品目の設定は極めて困難である。

③ 事業者の事務負担の増大

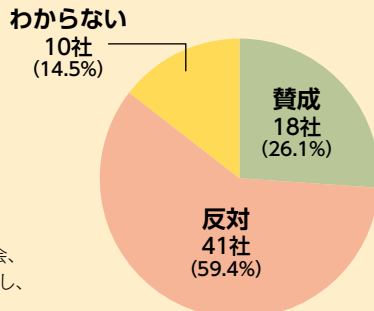
- 軽減税率制度の導入により、対象品目の多少にかかわらず、事業者の事務負担が増大する。また、この事務負担は一般の消費者からは見えづらいという点にも留意が必要である。

④ 海外での状況

- 軽減税率制度は海外で導入されている事例もあるが、低所得者対策として必ずしも成功しているとはいえない。
- OECD(経済協力開発機構)も「軽減税率は低所得者支援策として、

〈軽減税率制度導入に対する会員企業アンケート結果〉

- 回答(69社)のうち6割近く(59.4%)が「消費税率10%引き上げ時の軽減税率の導入」に反対。
- 反対の主な理由は「対象品目の選別が困難」「事務負担の増加、システム変更などのコスト増加」など。
- 他方、「消費の落ち込みを避けるため」「今後消費税率は10%以上に上がっていくことが予想されるため」といった理由から、導入に賛成する声も約26%出ている。



* 2015年7月23日～8月4日 関経連統括委員会、経済財政委員会企業および乙種会員企業に対し、FAXにて調査

対象者を限定した給付措置と比べると極めて非効率的」との見解を示すなど、批判的な声も少なくない。

さらなる経済成長をめざす 観点から

■東京一極集中の是正

人口の東京への過度な集中の是正と地方での安定した良質な雇用確保、すなわち「地方創生」を促進するために、東京23区から地方に企業の本社機能を移転、あるいは地方の本社機能などを強化した場合に税制優遇が受けられる「企業の地方拠点強化税制」が今年度から創設された。しかし、税制優遇を受けられる移転先として、関西圏・中部圏の都心部は対象地域から除外されている。当会としては、関西圏・中部圏の都心部も対象地域にすべきと考えている。

そもそも対象地域は、高度経済成長期に三大都市圏への産業および人口の過度な集中を回避するため定められた「近畿圏整備法」などの大都市圏法制をもとに決められた。ところが、首都圏への一極集中が顕著となっている今、この法律をもとに関西圏・中部圏を首都圏と同等に扱うことは現実に即しているとは言いがたい。

現状では、東京23区から関西圏・中部圏の都心部に企業の本社機能の移転・拡充を行っても、税制優遇は受けられない。しかし、地方創生の実現のためには、関西をはじめとする大都市圏に東京と並ぶ成長エンジンをつくり、わが国全体の国際競争力を高めるとともに、そこを拠点に成長エンジンの効果を全国に波及させていく視点が不可欠である。

■租税特別措置の見直し

特定の政策目標を達成するため、税制上の特例措置として租税を減免する「租税特別措置」は、成長戦略実現の観点からも極めて重要であるが、経済界としては従来から法人実効税率の引き下げなども要望しており、所要財源にも限りがある。

したがって、国全体としての租税特別措置の活用状況や政策的効果を十分見極めた上で、例えば、「研究開発税制」のような真に高い効果と必要性を有する措置については延長・拡充・恒久化する一方で、それ以外の措置については廃止を含めた見直しを進めるよう求めている。

■その他の要望

そのほか、さらなる経済成長を促す観点から、次の点を要望している。

- 法人実効税率のさらなる引き下げ
- 減価償却制度の維持(定額法への一本化の動きに対して)
- 設備投資を目的とした固定資産税の償却資産課税の見直し
- 事業所税の廃止
- 地方法人課税の申告・納付手続きの簡素化、本社所在地での一括申告化
- 地球温暖化対策税の抜本的な見直し
- 印紙税の廃止
- OECDのBEPS(税源浸食と利益移転)*2プロジェクトでの国際的な税制の調和に向けた議論の反映

中長期的な税制改革の方向性

今後の財政健全化と経済成長の両立に向け、中長期的には税制全般について、次の点を基本として税制改革を進めていくよう要望した。

- 簡素でわかりやすい税制
- 公平な税負担(応益課税の強化、マイナンバー制度の活用による所得捕捉および税徴収の強化など)
- 必要最小限度の事務負担
- 成長戦略に資する税制の強化
- 企業活動を阻害しない国際税制(二重課税リスクの軽減など)
- 企業・個人の自助努力のインセンティブとなる税制

なお、消費税については、現役世代に偏らない公平な税負担および社会保障の安定財源となりうることから、2020年度のプライマリーバランス黒字化を達成するため、2017年4月には税率を10%に引き上げるとともに、さらに、2020年度までに少なくとも15%程度まで引き上げることも税制抜本改革の中で検討するよう求めている。

今後は、年末に取りまとめられる与党税制改正大綱に、当会の主張が反映されるよう、必要に応じて政府・与党に働きかけていく。

*1 2014年4月の消費税率引き上げによる影響を緩和するため、低所得者に対して暫定的な措置として支給されている給付金。支給対象者は、2015年度分の市町村民税(均等割)が課税されない人(課税されている人に生活の面倒を見てもらっている場合や生活保護制度の被保護者となっている場合は除く)。今年度の支給額は1人あたり6,000円。

*2 多国籍企業などが、グループ会社間における国際取引により、その所得を高課税の法的管轄から無税または低課税の法的管轄に移転させることで、二重非課税を生じさせるもの

●意見書全文は関連ホームページに記載

(経済調査部 壺井秀一)